

大口事業所の差出局変更に関する郵便局段階における意思疎通について

大口事業所の差出局変更に関する郵便局段階の意思疎通については、次のとおり行う。

1 支部段階

ルールに基づく「支部労使委員会の窓口」を2月15日（金）までに行う。

【関係支部】

三条支部・新潟県央支部

【説明項目】

関係局所名、実施計画の内容、計画人員の増減、実施予定期日

2 社員周知

支部窓口と並行し、速やかに社員周知を実施する。

3 その他

(1) 服務表改正が必要な場合は、ルールに基づき意思疎通を行う。

(2) 職場労使委員会の定例窓口等で実施計画、業務の変更点、事前の準備状況等について必要な意思疎通を行う。